

四国サッカーリーグ規約

第 1 章 総 則

- 第 1 条 本リーグは、四国サッカーリーグと称する。(略称はS・S・Lとする。)
- 第 2 条 本リーグは、四国社会人サッカー連盟の統轄を受ける。
- 第 3 条 本リーグの事業は、四国サッカー協会の事業に包括される。
- 第 4 条 本リーグの事務局は、担当する常任運営委員の所在地県に置く。

第 2 章 目 的

- 第 5 条 本リーグは、加盟チームの相互の切磋により、四国地域サッカー界の水準向上を期し、あわせてサッカー競技の普及につとめるとともに、サッカーを通じて相互の親睦共励により、よき社会の形成者となることを目的とする。

第 3 章 事 業

- 第 6 条 本リーグは、第5条の目的を達成するために、次の事業を行う。
1. 四国サッカーリーグ戦の実施
 2. サッカー技術の研究及び指導
 3. その他本リーグの目的達成に必要な事業

第 4 章 組 織

- 第 7 条 本リーグは、四国サッカー協会の第1種（社会人連盟）加盟チームをもって組織する。加盟チームは、第5条の目的を達成するために必要な条件を備えたチームでなければならない。
- 第 8 条 加盟チームは、四国サッカー協会の承認を得た8チームとする。但し、JFLより昇格ある時はこの限りではない。
- 第 9 条 加盟チームは、別に定める入替試合の規定に基づく結果によっては、年度末に変更を生ずることがある。

第 5 章 役 員

第 10 条 本リーグには次の役員を置く。

| | |
|------------------|-------|
| 四国社会人連盟委員長 | 1 名 |
| 四国審判委員長 | 1 名 |
| 四国リーグ事務局 | 1 名 |
| 運営委員長 | 1 名 |
| 運営委員（各チームより 1 名） | ※ 8 名 |
| 監事 | 2 名 |

第 11 条 運営委員長・事務局・会計は運営委員会より選出する。

第 12 条 運営委員は、各チームより推薦された者に限る。

第 13 条 役員任期は、4 月 1 日より翌々年 3 月 31 日迄の 3 年間とする。但し、重
任は防げない。

第 6 章 会 議

第 14 条 運営委員会は次の事項を審議決定する。

1. 運営委員会は役員推挙並びに選出
2. 事業計画
3. 予算並びに決算
4. 賞罰の裁定
5. 本規約の改正
6. その他決議を要する重要な事項

第 15 条 運営委員会の議長には運営委員長及び事務局があたる。

第 16 条 運営委員会は、会務処理のため次の部会を置く。

1. 事務局
 2. 経 理
- 業務分掌は、別に定める。

第 7 章 会 計

- 第 17 条 本リーグの加盟チームは、別に定める会費を納付する。
- 第 18 条 本リーグの経費は、次に掲げるものにより支弁する。
1. 会 費
 2. 事業収入
 3. 寄 付 金
 4. その他の収入
- 第 19 条 本リーグの会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 8 章 附 則

- 第 20 条 本規約に基づくリーグの運営は、別に定める運営要綱によることとし、運営委員会の決議によらないかぎり改廃することはできない。その他、規約以外で問題等が発生した場合は、運営委員会にて協議し決定する。

運 営 要 綱

1. 部会事務分掌

1-1 各部会は、下記帳簿を備え置くこと。

1) 事務局……加盟チーム登録名簿

役員名簿

議事録

優勝杯台帳

備品台帳

2) 経 理……金銭出納簿

2. マーク

2-1 マークの色及び寸法は別紙1のとおりとする。

2-2 本マークは、リーグ旗・プログラム・バッジ・リーグ関係刊行物・その他に使用する。

但し、当連盟の許可なくして連盟以外の第三者が使用することはできない。

3. 会 計

3-1 運営委員会は、当該年度の予算及び前年度の決算を作成し、運営委員会に提出する。

3-2 会 費

加盟チームは、毎年4月30日迄に会費を経理に納入する。

新規加入登録費は別に定める。

3-3 収 入

1) 事業収入

2) その他の収入（広告料・寄付金・放送料その他雑収入）

3) 繰越金

3-4 支 出

1) 事務費

2) 会議費

3) 運営費

4) 雑費

5) グラウンド使用料

6) ボール代

7) 審判代

8) その他

4. 選手資格

- 4-1 規約第7条に規定された加盟チームの選手をいう。
- 4-2 資格について疑義が提出されたときは、運営委員会で審議する。
- 4-3 外国人選手を登録するさいには、J・F・Aの定める規約に従い、四国サッカー協会の承認を得るものとする。
- 4-4 クラブ申請加盟チームは、第1種・第2種登録を問わずに、最大3名迄本リーグ戦への出場を承認する。

5. 登 録

- 5-1 前項の資格を有する選手の登録人数は制限されない。
但し、外国選手の試合出場は、1試合について3名迄とする。
- 5-2 登録は、毎年4月1日に行い、翌年3月31日迄有効とする。
- 5-3 選手の追加登録については、運営委員会において、資格検討のうえ決定する。(移籍も含む)
- 5-4 登録選手には番号を付することとし、その番号はユニフォーム背番号と同一のものとする。
- 5-5 ユニフォームは、チームカラーを基調とした色物を1以上及び白系統のものを登録し、ホームチームは色物を着用する。
※ 黒又は濃紺系統のものは避ける。

6. 組み合わせ及び日程

- 6-1 毎年度全試合終了後（入替戦を含む）、年度内に運営委員会は、当年度の順位により翌年度の組み合わせ及び日程を立案し、運営委員会において決定する。決定された日程は、原則として変更することはできない。
- 6-2 リーグ戦は、毎年4月より10月迄の間に実施される。
入替戦は、別に定める期間中に行うものとする。

7. 審 判

- 7-1 主審及び副審については、四国または県協会登録の審判員の派遣を依頼する。
- 7-2 審判員の経費は、別に定める規定にもとづき支給する。

8. 表 彰

- 8-1 下記の通り表彰する。
 - 1 位 賞 状
四国サッカーリーグ杯（持ち廻り）
四国サッカーリーグ・レプリカ（チーム用）1個

2 位 賞 状
準優勝レプリカ

3 位 賞 状

※ 四国サッカーリーグ杯（優勝杯）は、優勝チームが次年度迄保管し、リーグ戦開始時に当リーグに返還する。

8-2 個人表彰として、得点王の該当者を行う。

賞 状
楯 等

8-3 表彰式は、優勝チームの該当県にて行う。（但し他県にてもかまわない。）

8-4 その他、特に表彰を必要とする場合は、運営委員会で決定する。

9. 罰 則

9-1 棄 権

運営委員が調査し、故意と認めた場合は本リーグから除名する。不可抗力と認められた場合には再試合を行う。

但し、再試合に伴う経費は、当該チームの負担とする。

9-2 規約の不履行

規約の規定の不履行が生じた場合は、運営委員会の決定に伴うものとする。

10. 遠征費用

10-1 遠征に要する費用は、加盟チームが各々負担する。

11. 試 合

11-1 グラウンド

芝生のグラウンドが好ましいが、やむを得ない場合はクレーのグラウンドでもよい。

グラウンドの大きさは、長さ100m～110m

幅 65m～ 75m

を標準とする。

11-2 形 式

各チーム、ホームアンドアウェイシステムを原則として、2回戦総当たり方式の計14試合を行う。ホームとは、所属する県協会の統轄地域内とし、当連盟の承認を得るものとする。

11-3 時間

前半45分・後半45分の計90分ゲームとし、延長は行わない。ハーフタイムのインターバルは5～15分間とする。

11-4 ベンチ入り

フィールドに設置されているベンチについては、「メンバー提出用紙」に記載された役員及びスタッフ6名並びに交代選手7名の13名が着席できる。

11-5 選手交替

選手は5名、随時交替が認められる、但し、交替予定者7名を、試合開始前にメンバー用紙に記入提出する。

(脳振盪に関する交代枠・利用定義は要項16.脳震盪による交代にて確認)

11-6 試合の勝者には3点・引分けには1点・敗者には0点が与えられる。勝点の多い順に順序を決定する。但し、勝点合計が同一の場合には、以下の順序によって決定する。

- 1) 勝点
- 2) 得失点差
- 3) 総得点
- 4) 別に該当チームの勝敗

11-7 使用球

- 1) 日本サッカー協会競技規約に準じ、バルブ式公認球とする。
- 2) ボールは原則として、ホームチームにおいて準備するものとする。

11-8 出場停止

1) 退 場

試合中、審判員より退場を命ぜられた選手は、次試合公式戦の出場を禁ずる。以後の処置に関しては、規律委員会の決定による。

2) 警 告

通算3回の警告を受けた者は次試合四国リーグの出場を禁ずる。

(但し、入替戦の通算警告は2回とし、チャレンジ戦の警告も入替戦には持ちこされるものとする。)

12. 入 替 戦

リーグ最下位(8位)のチームは、各県リーグに自動降格とし、リーグ下位(7位)の1チームが、四国サッカー協定指定の1チームと、本リーグの決める試合要領に従い入替戦を行う。但し、四国サッカー協会指定の1チームは、四国サッカー協会及び本リーグに対して、資格取得後1週間以内に、下記の要件を備えた公文書を責任者記名捺印のうえ提出すること。

- 1) 入替戦出場の意思の有無
- 2) 役員選手名簿
- 3) リーグ加盟後、リーグの規約を遵守し、リーグの実施にあたっては積極的に努力することの確約書。

12-1 試合は、リーグ戦終了後2月末日迄に、ホームアンドアウェイ方式により2回戦を行う。

12-2 入替の決定は、勝点による(勝点・得失点・アウェーゴール数)。同率の場合は、四国リーグチームが残留とする。

12-3 JFLから降格したチームがある場合は、その年度のみ9チームでリーグ戦を行う。次年度は(9位)チームが自動的に県リーグ1部へ降格する。但し、該当年度の優勝チームがJFLへ昇格した場合は挑戦1チームが自動昇格とする。

- 12-4 四国リーグ棄権チームが1チーム出た時は、挑戦1チームが自動的にリーグ入りする。
四国リーグ棄権チームが2チーム出た時は、挑戦2チームが自動的にリーグ入りする。
- 12-5 挑戦チームの選出
四国サッカーリーグに入会を希望する各県リーグの代表チームが集まり、チャレンジ戦を行い、挑戦チームを選出する。
なお、この経費は該当チームが負担する。
- 12-6 入替戦の費用
全ての費用は、該当チームの負担とする。四国サッカーリーグ所属チームには助成金あり。
- 12-7 入替戦の運営は、ホームチームが担当する。
- 12-8 70分前にマッチミーティングを、各チーム関係者、審判同席で行う。
入替戦12-1～12-4は、四国リーグ運営委員会で、最終確認、決定をする。

13. 試合運営

試合の運営に当たっては、ホームチームの運営委員がいっさいを総括する。

- 13-1 開場は、原則として試合開始1時間前とする。
※ 県リーグ・県大会等の関係で短縮されることもあり得る。
- 13-2 場内整備
1) グラウンド整備、ボール、ライン、ネット、フラッグ類
2) 審判・選手の更衣室及びシャワーの整備
- 13-3 メンバー提出
試合開始90分前に、所定用紙によって5部提出する。
- 13-4 記 録
1) メンバー
両チームにより提出されたメンバーを記録し、試合開始前にメンバー表を報道関係に配布する。
- 2) 試合記録
ホームチームの記録員は、所定用紙に試合記録を記入し、次のとおり配布する。
- | | | |
|---------|----------------------|---------|
| I 正1通 | 本リーグ事務局 | 1通(郵送) |
| II 副1通 | ビジターチーム | 1通 |
| III 写2通 | ・試合終了後、直ちに報道関係に配布 | 1通(FAX) |
| | ・試合終了後、直ちに本リーグ事務局に配布 | 1通(FAX) |
- ※所定用紙への記入は、ホームチームを向かって左側とする。

13-5 雷について

- ・競技中に雷があつて、競技が中断した場合は、マッチコミッショナー・審判員・運営者等の判断より決定するが、中断時間の最大は、累計1時間を目安とする。
- ・試合時間が後半25分を経過していれば、その時点の点数によって、試合は成立とする。それまでに中止が決定した場合は、その時点の得点は関係無く0-0からの再試合とする。

13-6 マッチコミッショナー（MC）の配置をする

- 1) MC自身は試合開始90分前には必着。
- 2) 試合開始90分前～70分前までに（マッチミーティング開始）メンバー表を確認（選手証、登録選手一覧を印刷したもの、またはスマートフォンやPC画面に表示したものを示す。）
 - ①タイムスケジュール表の準備
 - ②進行はホームチームが行う
- 3) マッチコーディネーションミーティング（MCM）は70分前に開始する。
監督又は責任者が出席する事。
- 4) グラウンド確認
- 5) 退場者が出た場合（2度の警告による退場は除く）
試合終了後退場者チームの監督、本人、運営者に聞き取りを行う。

14. P・R

サッカーの普及・観客動員のため極力P・Rを行うが、報道関係者に対し必要資料を配布し、説明を行う。

15. 全国地域サッカーチャンピオンズリーグ会の出場チームは、本リーグの優勝チームとする。

16. 脳振盪による交代（再出場なし）

16-1 原則

- 1) 1試合において、各チームは最大1人の「脳振盪による交代」を使うことができる。
- 2) 「脳振盪による交代」は、その前に何人の交代要員が使われているかにかかわらず、行うことができる。
- 3) 氏名が届けられた交代要員の数が、「通常の交代」の最大数と同じである競技会においては、「脳振盪による交代で入る交代要員」は、交代で退いた競技者であっても交代で競技者になることができ、その前に何人の交代が行われているかにかかわらず、いつでも交代して出場することができる。
- 4) 「脳振盪による交代で入る交代要員」が使われたならば、相手チームは、（脳振盪に限らず）いかなる理由であっても「追加の交代要員」を使うことができる。

16-2 進め方

- 1) 交代の進め方は、第3条-競技者にに基づき行われる（以下に示される場合を除く）。
- 2) 「脳振盪による交代」は、次により行うことができる。
 - ・脳振盪を受傷した、または、その疑いが生じた直後に
 - ・フィールド上での診断、またはフィールド外での診断後に
 - ・競技者が、その時より前に診断を受け、競技のフィールドに戻った場合を含め、それ以外で脳振盪を受傷した、または疑われるときはいつでも
- 3) チームが「脳振盪による交代」を行うこととした場合、できることならば異なる色の交代カードまたは用紙を用いて、主審/第4の審判員に知らせる。脳振盪を起こした、またはその疑いがある競技者は、PK戦を含むその試合の残りの時間に出場することができない。また、できる限り、更衣室や医療施設に関係者に付き添われて行かなければならない。
- 4) 主審や第4の審判員は、相手チームに1人の「追加の交代要員」と1回の「追加の交代の回数」を使うことができることを通知する。これは、「脳振盪による交代」を行うチームと同時でも、その後いつであっても使うことができる（競技規則に別途示される場合を除く）。

16-3 交代の回数

- 1) 「脳振盪による交代」は、「通常の交代」の回数の制限とは別に取り扱われる。
- 2) しかしながら、チームが「脳振盪による交代」を「通常の交代」に合わせて行った場合、1回の「通常の交代」としてカウントされる。
- 3) チームが「通常の交代」の回数を全て使い切ってしまったならば、「通常の交代」のために「脳振盪による交代」の枠を使うことはできない。
- 4) チームが「脳振盪の交代」を行った場合、相手チームは1人の「追加の交代要員」を使うことができ、1回の「追加の交代」の機会を得る。この追加の交代回数は、「追加の交代要員」のためにのみ使うことができ、「通常の交代要員」には使うことができない。

16-4 審判員

主審およびその他の審判員、特に第4の審判員は、

- 1) 競技者が交代すべきかどうか、また、「通常の交代要員」、あるいは、「脳振盪による交代要員」と交代すべきかどうかというチームの決定プロセスにかかわらない。
- 2) 負傷や、またはその疑いがある場合、それが「脳振盪による交代要員」を使用することに該当するかどうか判断してはならない。
- 3) 競技者が負傷した、またはその疑いがある場合、チームキャプテン、監督・コーチまたは医療スタッフに対して、競技者を診断する、あるいは処置する必要性があるかもしれないことを伝えるなど、適切な援助をするべきである。

別 紙

1. マーク

- 1) 色 ボール……白黒
 四 国……黒枠にライトブルー
 S S L……赤

2) サイズ (原寸)

- ボール……直径100mm
縫目巾…… 2 mm
四 国……徳 島－愛 媛 (佐田岬) 75mm
 足摺岬－大角鼻 50mm
 室戸岬－高 松 40mm
 伊予三島－高松 25mm
S S L……S巾 10mm
 縦 20mm
 L巾 10mm
 縦 20mm



- 昭和58年 4月 1日 改正
平成 5年 4月 1日 改正
平成 7年 4月 1日 改正
平成11年 4月 1日 改正
平成15年 4月 1日 改正
平成20年 4月 1日 改正
平成22年 4月 1日 改正
平成27年 4月 1日 改正
平成29年 4月 1日 改正
令和 5年 4月 1日 改正
令和 7年 4月 1日 改正

- 4) 負傷した競技者がプレーを続けることができないと、チームキャプテン、監督・コーチまたは医療スタッフが判断したならば、これを援助すべきである。これにより、主審は、競技者が競技のフィールドから離れるまでプレーの再開を遅らせることが求められる。
- 5) 「脳振盪による交代」が不適切に使われたという懸念がある場合、関係機関に報告しなければならない。

17. その他

規約・要綱外で問題等が出た場合は、運営委員会にて協議する。